

学校いじめ防止基本方針

小山市立美田中学校

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめは全生徒に関する問題である。いじめは、どの生徒にも、どこの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のために、全生徒を対象としたいじめ未然防止の観点からの指導が重要である。このために、学校の教育活動全体を通して、全生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させ、豊かな情操や道徳心、他者への思いやり、互いの人格の尊重など、「心の教育」を推進することが必要である。

そこで本校では、生徒一人一人が生き生きと充実した学校生活を送るために、「いじめ予防」について全教職員で積極的に取り組んでいく。また「いじめ問題」の校内研修を深め、いじめの防止と早期発見・早期対応に向けて指導体制を整え、よりよい人間関係のあるいじめのない学校を目指していく。

2 いじめ防止のための取組

(1) 本年度の運営方針

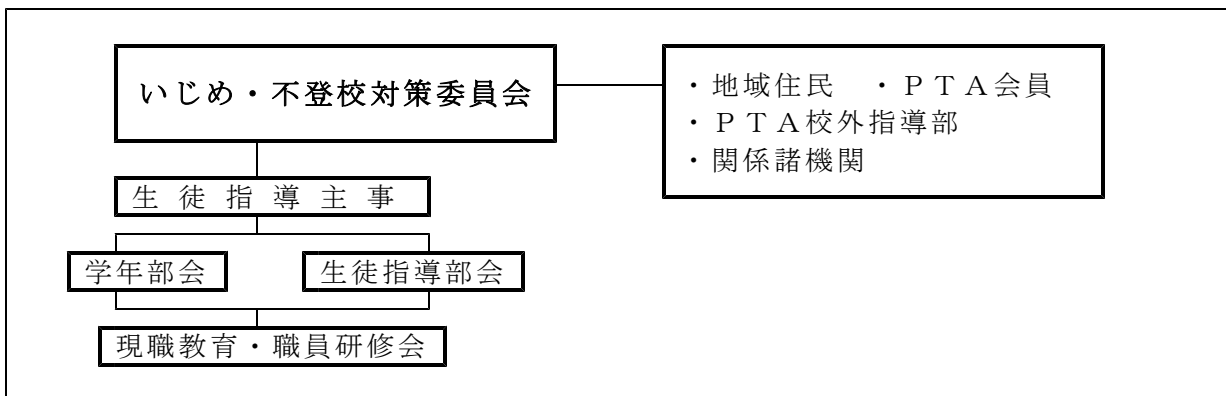
- ① 「いじめ対策アクションプラン」の取組を反映させる。
- ② いじめや不登校問題についての研修を深め、指導援助に万全を期す。
- ③ 「わかる授業」の展開と個に応じた指導を常に心掛け、教科指導の充実を図る。
- ④ 道徳科の充実と、学級活動等を通して、望ましい集団を育成する。
- ⑤ 家庭・地域・小学校との連携協力を強化し、ともに歩み続ける学校づくりに努める。

(2) いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの初期の兆候や生徒からの訴え等に対して、特定の教職員が一人で抱え込むことのないよう、組織として対応する。

次の者を「いじめ・不登校対策委員会」のメンバーとする。

・校長	・教頭	・教務主任	・各学年主任	・学習指導主任
・人権教育主任	・生徒指導主事	・養護教諭	・(担任)	



(3) 具体的な取組

① いじめの未然防止の取組

ア 生徒同士、生徒と教職員の関わりを大切にし、「hyper-QU」等の有効活用を図り、よりよい学級・学年集団づくりを進める。

イ あいさつや整理整頓、正しい言葉遣い等の基本的な生活習慣を定着させる指導を進め、生徒の自尊感情や自己有用感を育てる教育の推進を図る。

- ウ いじめ防止強調週間で、いじめゼロ標語を全校生で作成し、代表作品を校内に掲示することにより、いじめゼロを啓発する。
- エ 「いじめ防止強調週間」や「心を育てる学校教育の日」を活用し、生徒主体による「いじめ防止集会」や「ネットトラブル講習会」等を実施し、生徒のいじめ問題への意識を高め、自ら正しく判断し、責任を持って行動できる力を育成する。
- オ 保護者対象の「いじめ防止」や「ネットトラブル」等に関する研修会を実施し、子どもの現状を適切に把握していただき、保護者と連携していじめ防止に努める。
- カ 年度末に卒業生から在校生に「オレンジバッジ引継式」を実施し、全生徒がいじめ防止キャンペーンで作ったオレンジバッジを制服に着けて、いじめゼロを意識させる。

② いじめの早期発見の取組

- ア 生活ノートを通して教師と生徒のコミュニケーションを図り、生徒理解に努めるとともに、生徒の悩みや不安等に目を向け、いじめの早期発見・実態把握に努める。
- イ 「いじめアンケート」を原則毎月行うとともに、教育相談を各学期ごとに実施し、生徒がいじめやいやがらせ等を訴えやすい体制を整える。
- ウ 教職員間の情報交換を密にし、生徒の生活態度の変容をいち早く察知できるように努める。特に、教科担任や部活動顧問との連絡を密にし、授業や休み時間・放課後や部活動時の生徒の実態把握に努める。
- エ 保護者やPTA校外指導部との連携を密にし、家庭や校外での生活の様子をできるだけ把握し、子どもの悩み等について学校に相談できる雰囲気を醸成する。

③ いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けた場合には、一部の教職員で抱え込まず、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に迅速かつ組織的に対応する。
- イ いじめられた生徒を守り通すという姿勢で対応する。関係した生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ウ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下に取り組む。
- エ 「いじめ」の行為の内容を分析し、「誰が何をするか、関係機関とどう連携するか」等の役割分担をして組織的に対応する。
- オ いじめに関係した生徒を中心に、「いじめは決して許されない」ことを心情的に理解させ、「いじめを生み出さない」「いじめを見過ごさない」集団作りを行う。

④ 重大事態への対応

- ア 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に教頭より報告する。
- イ 学校での「いじめ・不登校対策委員会」や教育委員会の調査結果については、被害生徒や保護者に対して適切に情報を提供する。

⑤ 校内研修の充実

- ア 「hyper-QU」に関する校内研修や、「いじめ早期発見のチェックリスト」の活用に関する研修、人権教育研修会の実施など、教職員の資質向上を図るための取組を計画的に実施する。
- イ 日報や朝の打合せを活用して、教職員の危機意識を高めるための研修を短時間で効果的に行う。
- ウ 教職員による生徒への暴言や体罰等は、いじめ防止の取組と大きく矛盾した行為であることを、日常的に繰り返し確認する。

⑥ その他

- ア 学校基本方針が、実情に即してきちんと機能しているか「いじめ・不登校対策委員会」を中心に、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるようさらに改善を図る。
- イ 必要に応じて生徒の意見を取り入れたり、保護者や地域住民の意見も参考にし、いじめ防止等について生徒の主体的な参加が促されるようにする。
- ウ 学校基本方針については、学校のホームページ等で公開する。

3 いじめ対策アクションプラン

生徒指導の充実

- 1 いじめや不登校問題への対応
 - ・ひとりを大事にする生徒指導の推進
 - ・生徒指導部会の週1回の定期実施とその記録と情報の共有化の徹底
 - ・いじめ・不登校委員会の実施
 - ・「いじめ防止強調週間」の効果的運用と「いじめゼロサミット」の活用
- 2 生徒理解の充実
 - ・きめ細かな学年・学級経営
 - ・教師と生徒の人間的なふれあいの場の日常的な設定
 - ・生活ノートや様々な調査による生徒の実態等の把握と教育相談の充実
- 3 校舎内外の環境整備の徹底
 - ・美しく落ち着いた環境づくり
 - ・意図的な掲示物の工夫充実
 - ・日常生活での言語環境の整備
 - ・自主的な飼育活動の推進

日常の教育活動の充実

- 1 「わかる授業」の展開
 - ・基礎・基本の確実な定着を図るための指導法の工夫
 - ・T T、少人数指導など生徒の実態に応じた指導法の工夫
 - ・小集団学習を取り入れた授業の展開
- 2 道徳教育の充実
 - ・生徒一人一人の「心を育てる」道徳科の計画的な実施とその充実
 - ・道徳的実践力の育成を図る体験活動の計画的な実施
- 3 特別活動の充実
 - ・「望ましい集団づくり」への生徒の自主的な関わり
 - ・生徒会主催による「あいさつ運動」の充実
 - ・生徒の自主性を生かした学校行事の推進、発表の場の設定

いじめのない学校づくり 「強賢美」教育の推進

- 1 安心して生活できる環境の整備
- 2 社会性が身につく活動の工夫
- 3 夢や希望にあふれた学校づくり

教職員の意識の高揚

- 1 全教職員の共通理解の徹底
 - ・「いじめはどこにでもある」「いじめは絶対許さない」等の意識の徹底
 - ・いじめ問題に対する毅然たる姿勢での対処・指導の徹底
 - ・危機意識を常に持ち、生徒の人権に配慮した指導の徹底
- 2 内に開かれた学校づくり
 - ・教職員の迅速で密な情報交換の充実
 - ・同僚性の醸成、共同体制・組織的対応の徹底
- 3 職員研修の活用・職員の資質の向上
 - ・Q-U検査の活用とSSTの実施
 - ・職員研修等で「いじめ」についての事例研究の定期的な実施
 - ・配慮生徒・支援を要する生徒に対する指導法検討会の定期的な実施

家庭・地域との連携の強化

- 1 保護者・家庭等との連携の強化
 - ・信頼関係を構築し、情報交換と様々な情報の共有化の推進
 - ・「心の教室」の充実と保護者の悩み・相談に応える体制づくり
 - ・情報モラル向上のための啓発活動の推進、携帯電話所持禁止の徹底
- 2 地域・関係諸機関との連携の強化
 - ・「開かれた学校」の推進
 - ・相互からの情報交換の推進
 - ・関係諸機関による講習会への積極的参加と各機関との連携の強化
- 3 小中一貫教育による交流活動の充実
 - ・9年間を見通した子供を育てる意識の共有化の推進
 - ・「あいさつ強調週間」の毎月の実施
 - ・小中の職員間での情報交換の充実